

防毒マスクの使用可能な環境条件

1. 環境中の酸素濃度が18%以上あること。
2. 常温、常湿及び常圧の環境であること。
3. 環境中の有毒ガスの平均濃度が〈表1〉の濃度を超えないこと。ただし1日の使用時間が30分未満の場合は、〈表2〉の濃度を超えないこと。

——— 日本呼吸用保護具工業会指針による防毒マスクを使用できる上限 ———

〈表1〉1日の作業が30分以上の場合

種類	全面形面体付きのマスク	半面形面体付きのマスク
隔離式	2.0%ただし曝露限界のN ₂ 倍	2.0%ただし曝露限界の10倍
直結式	1.0%ただし曝露限界のN ₂ 倍	1.0%ただし曝露限界の10倍
直結式小型	0.1%ただし曝露限界のN ₂ 倍	0.1%ただし曝露限界の10倍

*注記/N₂は、次の値とする。
・防護係数を測定した場合は、その防護係数値（ただし、100が上限値）。
・防護係数を測定しない場合は、50とする。

〈表2〉1日の使用時間が30分未満の場合

種類	全面形面体付きのマスク	半面形面体付きのマスク
隔離式	2.0%ただし曝露限界のN ₂ 倍	2.0%ただし曝露限界の30倍
直結式	1.0%ただし曝露限界のN ₂ 倍	1.0%ただし曝露限界の30倍
直結式小型	0.1%ただし曝露限界のN ₂ 倍	0.1%ただし曝露限界の30倍

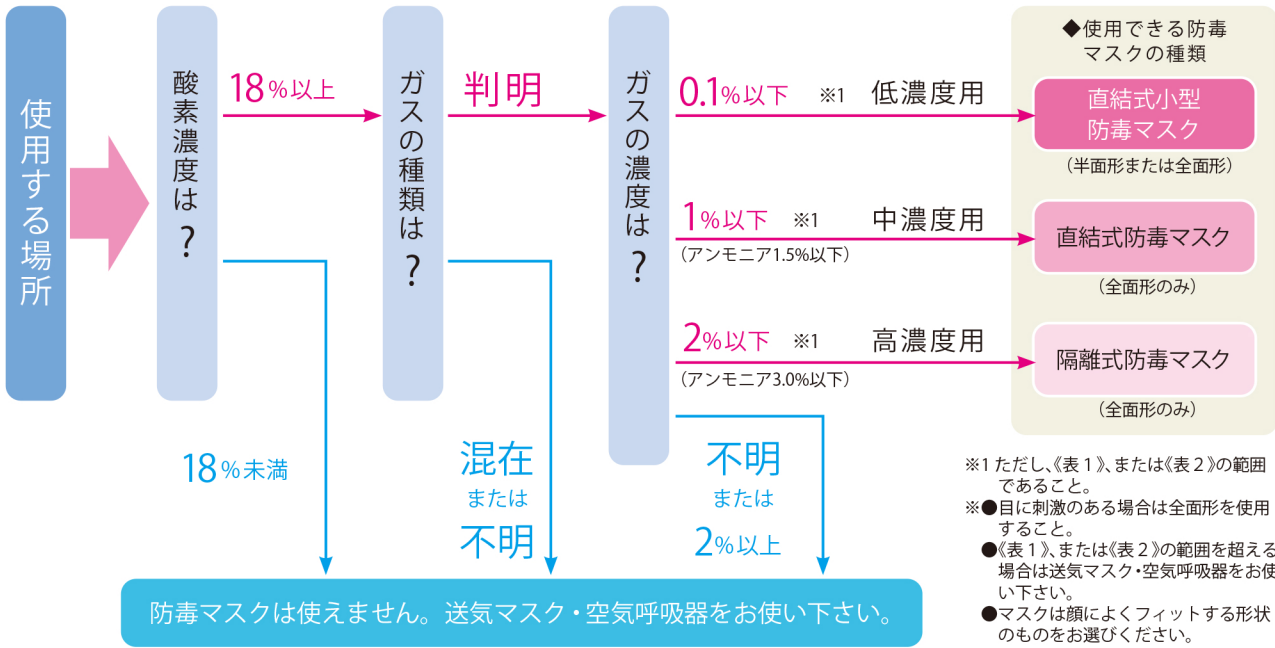
*注記/N₂は、次の値とする。
・防護係数を測定した場合は、その防護係数値の3倍（ただし、300が上限値）。
・防護係数を測定しない場合は、150とする。

〈表の見方〉

例えば、環境中の有毒ガスがトルエンとすると、トルエンの曝露限界は0.005%（50ppm）と定められているので、直結式小型、直結式、隔離式のどれであっても半面形ならばその10倍の0.05%（500ppm）、全面形で直結式小型ならば最大100倍かつ0.1%以下である0.1%（1000ppm）、直結式、隔離式ならば最大100倍の0.5%（5000ppm）まで使用が可能です。

※表に示すばく露限界には、日本産業衛生学会の勧告する許容濃度値等を適用。定められていない有害ガスにあっては、ACGIHの勧告するTLV-TWAを適用。

防毒マスクの選択方法



吸収缶の選択

使用できる防毒マスクが決まりましたら吸収缶を選択します。

特長

直結式小型では、有効時間や缶体の材質などの特長によっても種類があります。
また、防毒マスクには、それぞれ使用可能な吸収缶が限られていますので、防毒マスクの特長と合わせてお選びください。
※粉じんミストなどの混在する場合は、防毒マスクの規格に合格した吸収缶をご使用ください。
※ガスによっては、吸収缶で除毒できないものもあります。この場合は送気マスク等をお使いください。

吸収缶の有効時間

吸収缶は使用限度を超えると全く除毒能力がなくなってしまいます。
この有効時間を管理・把握することが防毒マスクを使用するうえで大変重要です。

ガスの種類

環境中のガスの種類によって、どのガス用の吸収缶が適応するかを選びます。